

利 用 上 の 注 意

1.調査の目的

「工業統計調査」（総務省・経済産業省共管、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査）は、工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として実施している調査です。

この速報は、令和元年6月1日現在で実施した2019年調査結果の千葉県分を独自に集計したものです。

なお、調査結果の確報値は、「平成30年千葉県の工業 2019年工業統計調査結果報告書」として後日公表する予定です。

2.調査の範囲

- (1) 調査は、日本標準産業分類に掲げる「大分類E－製造業」に属する事業所（ただし、国に属する事業所を除く。）について実施しています。
- (2) 2019年調査では、従業者3人以下の事業所を調査の対象から除外して調査を行いました。よって、統計表は従業者4人以上（投資総額は30人以上）の事業所に関するものです。
- (3) 2019年調査では、事業所数、従業者数については令和元年6月1日現在、製造品出荷額等、付加価値額及び投資総額については平成30年1月～12月の実績により調査しています。

3.用語の定義

(1) 製造品出荷額等

製造品出荷額＋加工賃収入額＋その他収入額＋製造工程からでたくず・廃物

(2) 付加価値額

製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税（※1）＋推計消費税額（※2））－原材料使用額等－減価償却額

※1:平成29年調査より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものです。

※2:推計消費税額は平成13年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除しています。

(3) 粗付加価値額

製造品出荷額等－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税＋推計消費税額）－原材料使用額等

※ 従業者29人以下の事業所については、粗付加価値額を付加価値額とみなしています。

(4) 投資総額

有形固定資産（土地を含む）の取得額＋建設仮勘定の年間増減（建設仮勘定の増－建設仮勘定の減）

(5) 指数

平成30年数値／平成27年数値×100

※ 平成27年を基準としています。

4.記号及び注記

(1) 表中「－」は該当数値なし、「0」は単位未満、「…」は数値が得られない箇所、「△」はマイナスの数値を表しています。

「X」は、集計対象となる事業所が1又は2であるため、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れる恐れがあるため秘匿した箇所です。また、集計対

- 象が3以上の事業所に関する数値であっても、秘匿した1又は2の事業所に関する数値が前後の関係から判明する箇所は「X」で表しています。
- (2) 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しました。したがって、合計の金額と内訳の積み上げが一致しない場合があります。
- (3) 比率は、万円単位から算定しています。
また、比率は小数点第2位を四捨五入しました。したがって、構成比は合計と内訳の積み上げが一致しない場合があります。
- (4) 表中の実数には、操業準備中、操業開始後未出荷、休業中の事業所は含まれておりません。
- (5) この速報の数値は、経済産業省が今後発表する数値及び本県が後日公表する「平成30年千葉県工業 2019年工業統計調査結果報告書」(確報値)の数値とは相違することがあります。

5.集計区分

- (1) 平成23年における数値は「平成24年経済センサス-活動調査」の製造業の調査結果のうち、平成27年における数値は「平成28年経済センサス-活動調査」の製造業の調査結果のうち、工業統計調査の範囲に合わせるため、以下の全てに該当する事業所について集計したものです。
- ・従業者4人以上の製造事業所であること
 - ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
 - ・製造品目別に出荷額が得られる事業所であること
- なお、工業統計調査と経済センサス-活動調査(製造業)は母集団となる名簿情報がそれぞれ異なることなどから、比較に際しては留意してください。
- (2) 平成27年における数値のうち、製造品出荷額等及び付加価値額等の経理項目については、「平成28年経済センサス-活動調査」の調査結果によるもので、個人経営調査票による調査分を含みません。
- (3) 表、グラフなどで用いる産業名の略称は、別表1のとおりです。
- (4) 従業者規模の3分類は、次のとおりです。
- 小規模**とは、従業者規模4～29人の事業所をいいます。
中規模とは、従業者規模30～299人の事業所をいいます。
大規模とは、従業者規模300人以上の事業所をいいます。
- (5) 京葉臨海地域と内陸工業団地の区分は、次のとおりです。
- 京葉臨海地域**とは、
浦安市、市川市、船橋市、習志野市、千葉市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市及び富津市の臨海埋立地をいいます。
- 内陸工業団地**とは、
千葉県企業庁(現企業局)、千葉県土地開発公社等が内陸部に造成した工業団地をいいます。
なお、本調査の集計対象団地は88団地です。
- (6) 地域区分は、別表2のとおりです。
- (7) 水源別用水量とは、事業所内で工業生産のために使用される1日当たりの用水量を水源別に調査したものです。
なお、従業者4～29人の事業所については調査を行っておりません。

(別表 1)

中分類番号	省略表示	産業中分類
09	食料品	食料品製造業
10	飲料・たばこ	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維	繊維工業
12	木材・木製品	木材・木製品製造業
13	家具・装備品	家具・装備品製造業
14	パルプ・紙	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	印刷	印刷・同関連業
16	化学	化学工業
17	石油・石炭	石油製品・石炭製品製造業
18	プラスチック	プラスチック製品製造業
19	ゴム	ゴム製品製造業
20	なめし革	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	窯業・土石	窯業・土石製品製造業
22	鉄鋼	鉄鋼業
23	非鉄	非鉄金属製造業
24	金属製品	金属製品製造業
25	はん用機械	はん用機械器具製造業
26	生産用機械	生産用機械器具製造業
27	業務用機械	業務用機械器具製造業
28	電子・デバイス	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械	電気機械器具製造業
30	情報通信機械	情報通信機械器具製造業
31	輸送用機械	輸送用機械器具製造業
32	その他製造業	その他の製造業

(注) 「その他製造業」には、看板・標識機、娯楽用具・がん具、運動用具、畳、万年筆・ペン類・鉛筆等が含まれています。

(別表 2)

地域名	市区町村名 (令和元年6月1日現在)
千葉	千葉市(中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区、美浜区)
葛南	市川市、船橋市、習志野市、八千代市、浦安市
東葛飾	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市
印旛	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町
香取	香取市、神崎町、多古町、東庄町
海匝	銚子市、旭市、匝瑳市
山武	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町
長生	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町
夷隅	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町
安房	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町
君津	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
市原	市原市